

さぬき市指定管理者選定審議会委員募集要項

[さぬき市斎場]

さぬき市では、さぬき市斎場に指定管理者制度を導入し管理運営を行っておりますが、指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了することから、新たに指定管理者の募集及び選定手続を行うこととしております。

つきましては、応募のあった指定管理者の候補者の選定を行うに当たり、市民の方から指定管理者選定審議会委員を募集します。

公募の概要

1 所掌事務

市長から指定管理者の候補者の選定に係る諮問を受けて、審査及び評価を行い、候補者を選定し意見等を付して答申するものです。

2 審議対象施設

さぬき市斎場

3 任期

委嘱を受けた日から当該諮問に係る審議が終了するまでの間です。

(9月中旬から10月下旬までの間を予定しています。)

4 募集人数

2人

5 募集期間

令和7年8月6日(水)から令和7年8月20日(水)まで

(締切当日必着)

6 会議開催日(予定)

令和7年10月7日(火)

7 応募条件

(1) 応募時点で、さぬき市内に在住する20歳以上の方

ただし、指定管理者に応募される法人等の関係者は応募できません。

(2) 指定管理者の候補者の選定に関して、第三者的な立場から評価できる方

(3) 原則として、平日の会議に出席できる方

8 応募方法

さぬき市指定管理者選定審議会委員応募用紙に必要事項等を記入し、持参、郵

送、ファクシミリ又は電子メールにより総務部総務課に提出してください。
応募用紙は、さぬき市役所本庁総務課及び総合支所の窓口にあります。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

9 選考結果通知

選考結果は、文書にて通知します。

10 報酬

日額8,000円をお支払いします。

ただし、会議が4時間に満たない場合は、その半額となります。

11 その他

(1) 応募は、本人の希望によるものとします。

(2) 応募用紙は返却しません。

(3) 委員として選考された場合は、氏名をさぬき市ホームページ等で公表しますが、それ以外の個人情報、さぬき市情報公開条例に基づき、適正に取り扱います。

(4) 応募に要する郵送料等の費用は、応募者の負担となります。

12 問合せ先・提出先

さぬき市役所総務部総務課（本庁舎3階）

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

TEL 087-894-1111

FAX 087-894-4440

E-mail somu@city.sanuki.lg.jp